

☆東証公式 Facebook

<https://www.facebook.com/TokyoStockExchange>

★東証公式 twitter

https://twitter.com/tse_pr

=====

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン in 札幌のお知らせ
- ◆上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ
- ◆J P X アカデミー セミナーのご案内

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. マーケットニュース

4. セミナー情報

5. コラム

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====

※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記目次 5. コラムを抜粋しております。

=====

◆証券取引等監視委員会からの寄稿

◆ 最近の取引調査に基づく勧告について ◆

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」といいます。）は、取引調査の結果に基づいて、以下の事案について課徴金納付命令勧告を行いました。

・ H28. 9. 21 公開買付者との契約締結交渉者による京王ズホールディングス株式に係るインサイダー取引

（ http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160921-1.htm ）

・ H28. 9. 27 公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者によるみんなのウェディング株式に係るインサイダー取引

（ http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160927-1.htm ）

・ H28. 9. 27 テクノホライゾン・ホールディングス株式外 2 銘柄に係る相場操縦

（ http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2016/2016/20160927-2.htm ）

（ 1 ） 公開買付者との契約締結交渉者による京王ズホールディングス株式に係るインサイダー取引

【事案の概要】

本件は、公開買付者である株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）との間で公開買付けに関する契約の締結交渉を行っていた者が、その契約の締結交渉に関し、光通信の業務執行を決定する機関が、株式会社京王ズホールディングス（以下「京王ズ」といいます。平成 27 年 5 月 29 日上場廃止）株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実を知りながら、当該事実公表前に、京王ズの株式を他人名義の口座を用いて買い付けたという事案です。

【事案の特色等】

平成 17 年 4 月の課徴金制度導入後、本件及び下記（ 2 ）みんなのウェディング事案を含めこれまでにインサイダー取引に係る課徴金勧告を行った累計件数

は236件（違反行為者ベース）であり、重要事実等別に分類すると、「公開買付け等事実」によるものが68件と一番多い結果となっています。公開買付けについては、公開買付けの当事者である買付企業や買付対象会社のみならず、コンサルティング会社や金融機関など多くの関係者が関与することから、他の重要事実に比べてインサイダー取引が行われやすいとの指摘があります。これを踏まえると、公開買付けに関わる関係者全てが厳正な情報管理に努めることが強く求められていると言えます。

本件は、違反行為に係る買付金額が約89万円であり、また、課徴金額が60万円と比較的小規模な取引ではありますが、「比較的小規模な取引は監視の対象としないのではないか」あるいは「借名口座を使用すればインサイダー取引は発覚しないだろう」といった誤解に基づいてインサイダー取引の誘惑に負けてしまうことに対して、警鐘を鳴らす意義があるものと考えています。

本件が広く周知されることにより、インサイダー取引の抑止効果が発揮されることを期待しています。

（２）公開買付者との契約締結交渉者からの情報受領者によるみんなのウェディング株式に係るインサイダー取引

【事案の概要】

本件課徴金納付命令対象者は、クックパッド株式会社（以下「クックパッド」といいます。）との間で、株式会社みんなのウェディング（以下「みんなのウェディング」といいます。）に派遣する取締役への選任に係る契約の締結交渉を行っていた者（新たにみんなのウェディングの取締役となる候補者）から、同人がその契約締結の交渉に関し知った、クックパッドの業務執行を決定する機関が、みんなのウェディングの株式の公開買付けを行うことについての決定をした旨の公開買付けの実施に関する事実の伝達を受けながら、当該事実公表前に、みんなのウェディングの株式を買い付けたという事案です。

【事案の特色等】

本件は、直近の勧告事案（京王ズ事案、（１）参照。）に引き続いて、公開買付け等事実に係るインサイダー取引事案ですが、京王ズ事案が契約締結交渉者によるものであるのに対して、本件は契約締結交渉者から伝達を受けた第一次情報受領者によるインサイダー取引事案です。

課徴金納付命令対象者は、自己名義の２つの証券口座を使って現物取引として買い付けていますが、違反行為に係る買付金額は約1979万円にのぼり、売買差益が約756万円、課徴金額が1057万円と多額になっています。

本件が広く周知されることにより、インサイダー取引の抑止効果が発揮され

ることを期待しています。

（３）テクノホライゾン・ホールディングス株式外２銘柄に係る相場操縦

【事案の概要】

本件は、インターネットで株取引を行っていた個人投資家が、テクノホライゾン・ホールディングス株式、シンフォニアテクノロジー株式及びカブドットコム証券株式の売買を誘引する目的をもって、上値売り注文を大量に入れるなどの方法により、上記各株式の売付けの委託を行う（いわゆる売り見せ玉）とともに、上記各株式を買い付けるなどし、また下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、上記各株式の買付けの委託を行う（いわゆる買い見せ玉）とともに、上記各株式を売り付けるなどし、上記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、上記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をし、３銘柄合計６日間の取引によって約３２０万円の売買差益を得たという事案です。

【事案の特色等】

見せ玉による相場操縦事案はこれまでもありますが、本件の個人投資家は、いずれも信用取引で、安値で買い建てた後、買い見せ玉を用いて株価を人為的に引き上げたところで売り返済を行って、利益を確定させるとともに、人為的に引き上げられた株価では一転して売り建てた後、売り見せ玉を用いて株価を人為的に引き下げたところで買い返済を行って、利益を確定させています。本件は、このように株価の上昇及び下落の両局面で利益を得ている点において悪質性が高いものと考えています。

証券監視委は、これまでに相場操縦規制違反で多数の告発・勧告を行ってきたところですが、相場操縦規制違反は後を絶たない状況にあり、その要因・背景としては以下のようなものが考えられます。

- ・インターネット取引の普及及び発注システムの進歩等により、個人投資家であっても、迅速かつ大量の発注・取消が可能となっているため、見せ玉等の手法を用いて人為的に相場を変動させれば、容易に売買差益を稼げる、又は損失回避を図ることができるとの誘惑

- ・市場では膨大な取引が行われているため、個人が行う小規模の相場操縦行為までは市場監視の目も届かないだろうとの誤解

相場操縦行為は証券市場の公正性・健全性を損なうものであり、証券監視委は、証券市場に対する投資家の信頼を確保するため、厳正な調査を実施しており、調査の結果、法令違反が認められた場合には、課徴金勧告や刑事告発を行っています。

本件が広く周知されることにより、相場操縦の抑止効果が発揮されることを

期待しています。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/index.htm>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しています。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>